

## 立川市交際費支出基準

### (目的)

第1条 この基準は、市行政の円滑な運営と透明性の確保に資するため、市と関係機関、各種団体等との協議、懇談及び儀礼に対する交際費の支出基準を定めることにより、もって適正な事務執行を図ることを目的とする。

### (支出の範囲、額等)

第2条 交際費支出の範囲、額等は、次の各号に掲げるものとし、市行政運営上真に必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められる必要最小限のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その都度市長が別に定めるものとする。

- (1) 各種大会及び式典並びに各種団体の総会、大会、研修会、懇親会等の「会費」は、理事者出席の場合に限り、その実費（実費が不明な場合にあっては、出席者及び会場等を考慮し、決定する。）を支出する。ただし、理事者の代理として職員等が市を代表して出席する場合等には、理事者出席に準じて当該支出を認めるものとする。
- (2) 生花、香典等の「弔慰」の支出にあたっては、別表に定める「立川市弔慰金等の支出基準表」による。
- (3) 各種賛助金、協賛金等は、市長がその都度定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体及び政党その他の政治団体又はそれら団体の支部に対しては、交際費は支出しない。

### (前渡金の保管)

第3条 市長公室秘書課長（以下「課長」という。）は、交際費の支出のため、あらかじめ一定額を資金前渡の方法により、会計管理者より交付を受け、適切に保管しなければならない。この場合においては、当該前渡金額を交際費経理簿（以下「経理簿」という。）に必ず記入するものとする。

### (領収書等の整備、保管等)

第4条 課長は、第2条の規定に基づき交際費を支出した場合には、経理簿に記入の上、支出に係る領収書等を整備し、保管しておかなければならぬ。ただし、領収書等を徵することができないものについては、この限りでない。

(市長への報告)

第5条 課長は、交際費の執行状況について、毎月の始めに前月分を市長に報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係) 立川市弔慰金等の支出基準表 令和5年4月1日

区分			死 亡		備 考
			香典	生花	
三 役	現	本 人	10,000	実費	
		配偶者・父母・子	10,000	実費	義父母はケースによる
	元	本 人	10,000	実費	
市議会議員	現	本 人	10,000	実費	
		配偶者・父母・子	10,000	実費	義父母はケースによる
	元	本 人	10,000	実費	
自治功労者		本 人	10,000	実費	
職 員	現	本 人	10,000	実費	
行政委員会 委員	現	本 人	10,000	実費	
	元	本 人	ケースによる	ケースによる	
消防団員	現	本 人	10,000	実費	
	元	本 人	ケースによる	ケースによる	
自治会長等	現	本 人	10,000	実費	
	元	本 人	ケースによる	ケースによる	
各種委員	現	本 人	ケースによる	ケースによる	
市町村長	現	本 人	10,000	実費	原則として近隣市町村長
		配偶者	ケースによる	ケースによる	
都議会議員	現	本 人	10,000	実費	原則として地元選出
		配偶者	ケースによる	ケースによる	
国会議員	現	本 人	10,000	実費	原則として地元選出
		配偶者	ケースによる	ケースによる	
学校長	現	本 人	10,000	実費	
校 医	現	本 人	ケースによる	ケースによる	

◎ 香 典 について…告別式等に参列する場合に支出する。

◎ 生 花 について…生花代は実費相当分の支出とする。

◎自 治 功 労 者…立川市表彰条例による表彰を受けたことがあるものでこの表の他の項

目に該当しない者及びそれに相当とすると特別に市長が認めた者

- ◎ 行政委員会委員…教育委員・選挙管理委員・公平委員・監査委員・農業委員・  
固定資産評価審査委員
- ◎ 消防団員…現職は原則として公務中の事故等によるケースを対象とする。  
但し、消防団長経験者等はその功績によって判断する。  
元職は消防団長経験者等、功績によって判断する。
- ◎ 各種委員…民生委員・保護司・青少協・補導委員(常任)
- ◎自治会長等…各自治会の会長・自治会連合会の役員・支部長等